

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 28 日

各都道府県フロン排出抑制法担当課（室） 御中

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室
環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく
閲覧のデジタル化について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号。以下「法」という。)の施行につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、代表的なアナログ規制7項目(目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制)に関する規制等の見直しが行われています。

この見直しの動きを受け、上記7項目に該当する法の規定のうち、現行制度においてもデジタル化が可能である事項の取扱いについて、下記のとおり連絡いたします。また、下記事項のうち、第一種フロン類充填回収業者に係る事項については、適宜、第一種フロン類充填回収業者あて周知いただきますようお願いいたします。

記

1 第一種フロン類充填回収業者登録簿の閲覧について

法第32条において、都道府県知事は、第一種フロン類充填回収業者の登録簿を一般の閲覧に供しなければならないこととされている。当該閲覧に関しては、閲覧者の利便性の向上の観点から、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する等のデジタル手段による方法を基本とするようお願いする。

2 充填量及び回収量等の記録の閲覧について

法第47条第2項において、第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者(以下「管理者等」という。)から、これらの者に係る充填量及び回収量等の記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないとされている。当該閲覧に関しては、デジタル化推進の観点から、電磁的記録によるなどデジタル手段による方法を基本とするようお願いする。ただし、第

一種フロン類充填回収業者若しくは管理者等においてデジタル技術を活用する手段がない又は第一種フロン類充填回収業者が記録を書面で作成している等、デジタル化することによりこれらの者に過度な負担が生じる場合は、閲覧等を書面により行っても差し支えない。

なお、当該閲覧に関しては、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第5条第1項及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和元年経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）第7条の規定により、電磁的記録により行うことが以前より認められていることを申し添える。

（本件連絡先）

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

担 当：富田、石割

T E L：03-3501-4724

E-mail：bzl-gyoumu-ozone@meti.go.jp

環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

担 当：長澤、渡部

T E L：03-5521-8329

E-mail：furon@env.go.jp